



新	伊万里こころ歯科	伊万里市黒川町塩屋二二七番地一	平成一八・二・一
旧	こころ歯科	地一	
新	唐津こころ歯科	唐津市浜玉町東山田一〇三二番地一四	平成一八・二・一
旧	はるみ歯科医院	唐津市浜玉町東山田一〇三二番地一四	平成一八・二・一
新	医療法人二期会小島病院	伊万里市黒川町塩屋二〇五番地一	平成一八・二・二二
旧	医療法人小島病院	伊万里市黒川町塩屋二〇五番地一	平成一八・二・二二
新	医療法人二期会訪問看護ステーションくろがわ	伊万里市黒川町塩屋二二二番地一	平成一八・二・二二
旧	医療法人小島病院訪問看護ステーションくろがわ	伊万里市黒川町塩屋二二二番地一	平成一八・二・二二
新	サンアイ薬局唐津店	唐津市西城内六番八号	平成一八・四・一
旧	さらさ薬局唐津店	唐津市西城内六番八号	平成一八・四・一

●佐賀県告示第四百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成十八年六月二十一日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所在地	指定年月日
こんどう耳鼻咽喉科医院	嬉野市嬉野町大字下宿甲三〇八二番地七〇	平成一八・五・一
かみぞのクリニック	佐賀市神園六丁目一〇七七番地一一	平成一八・四・九
うらごう小児科医院	唐津市浜玉町横田下字千居九三七番二	平成一八・五・八
たく歯科クリニック	多久市多久町一七六九番地一	平成一八・五・一
三和薬局	伊万里市立花町字野田三〇〇〇番地二	平成一八・五・一

●佐賀県告示第四百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する機関として、次の施術機関を指定した。

平成十八年六月二十一日

佐賀県知事 古川 康

施術機関名	所在地	指定年月日
恵比寿鍼灸整骨院	佐賀市開成六丁目二番四六号エマール一〇一号	平成一八・四・二二

●佐賀県告示第四百十八号

佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱（昭和五十三年佐賀県告示第六百十号）の一部を次のように改正する。

平成十八年六月二十一日

佐賀県知事 古川 康

別表の二の項中「年一・〇五％」を「年一・一〇％」に、「年〇・八五％」を「年〇・九〇％」に改め、同表の三の項、四の項、七の項及び八の項中「年〇・四五％」を「年〇・四〇％」に改める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十八年五月二十四日以後に知事が利子補給することを適当と認めた漁業近代化資金に係る利子補給金から適用する。

2 平成十八年五月二十三日以前に知事が利子補給することを適当と認めた漁業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

●佐賀県告示第四百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年六月二十一日から平成十八年七月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月二十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区間		変更前の別		区域	
	前	後	幅員メートル	延長メートル	幅員メートル	延長メートル
三瀬栗並線 県道	佐賀市三瀬村三瀬字長畑一六〇四番地先から 佐賀市富士町大字下合瀬字山神七二一番地先まで	佐賀市富士町大字下合瀬字山神七二一番地先まで	五〇・五 一四・三	二〇九・八	五〇・五 一四・三	二〇九・八
	佐賀市三瀬村三瀬字長畑一六〇四番地先から 佐賀市富士町大字下合瀬字山神七二一番地先まで	佐賀市三瀬村三瀬字長畑一六〇四番地先から 佐賀市富士町大字下合瀬字山神七二一番地先まで	一六・二 五・八	二七一・四	一六・二 五・八	二七一・四

●佐賀県告示第四百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年六月二十一日から平成十八年七月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月二十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 三瀬栗並線	佐賀市富士町大字下合瀬字山神七三四番一地先から 佐賀市富士町大字下合瀬字山神七二二番一地先まで	平成一八・六・二三

●佐賀県告示第四百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年六月二十一日から平成十八年七月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月二十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区間		変更前の別		区域	
	前	後	幅員メートル	延長メートル	幅員メートル	延長メートル
一般国道 二六三号	佐賀市三瀬村三瀬字長畑一六一九番一地先から 佐賀市三瀬村三瀬字今原四六七番二地先まで 佐賀市三瀬村三瀬字宿一四〇八番一地先から 佐賀市三瀬村三瀬字今原五三二番一地先まで	佐賀市三瀬村三瀬字長畑一六一九番一地先から 佐賀市三瀬村三瀬字今原四六七番二地先まで 佐賀市三瀬村三瀬字宿一四〇八番一地先から 佐賀市三瀬村三瀬字今原五三二番一地先まで	五一・〇 一〇・四 二六・五 七・三	一、五〇二・六 五一八・六	五一・〇 一〇・四 二六・五 七・三	一、五〇二・六 五一八・六
	佐賀市三瀬村三瀬字長畑一六一九番一地先から 佐賀市三瀬村三瀬字今原四六七番二地先まで 佐賀市三瀬村三瀬字宿一四〇八番一地先から 佐賀市三瀬村三瀬字今原五三二番一地先まで	佐賀市三瀬村三瀬字長畑一六一九番一地先から 佐賀市三瀬村三瀬字今原四六七番二地先まで 佐賀市三瀬村三瀬字宿一四〇八番一地先から 佐賀市三瀬村三瀬字今原五三二番一地先まで	五一・〇 一〇・四 二六・五 七・三	一、五〇二・六 五一八・六	五一・〇 一〇・四 二六・五 七・三	一、五〇二・六 五一八・六

◎佐賀県告示第四百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年六月二十一日から平成十八年七月二十日までに佐賀県交通部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月二十一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二六三号	佐賀市三瀬村三瀬字長畑一六一九番一地从先から 佐賀市三瀬村三瀬字今原四六七番二地从先まで 佐賀市三瀬村三瀬字宿一四〇八番一地从先から 佐賀市三瀬村三瀬字今原五三二番一地从先まで	平成一八・六・二三

◎佐賀県告示第四百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年六月二十一日から平成十八年七月二十日までに佐賀県交通部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月二十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区間		区域	
	変更前	後	幅員メートル	延長メートル

県道 川上牛津線	小城市牛津町柿樋瀬字柿九角五 六〇番地先から 小城市牛津町柿樋瀬字柿十二角 七九三番地先まで	後	二五・二 〇	八九二・七
	小城市牛津町柿樋瀬字柿九角五 六〇番地先から 小城市牛津町柿樋瀬字柿十二角 七九四番三地从先まで	前	一六・三 〇	八九一・三

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年8月1日までさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成18年6月21日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日  
平成18年6月1日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人 日本タジキスタン友好協会
- (2) 代表者の氏名 島田 俊雄
- (3) 主たる事務所の所在地  
佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田1579番地 1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、タジキスタン国民に対して、タジキスタン国に係る農業を中心とした支援交流事業を行い、タジキスタン共和国のみどり豊かで平和な国づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年8月7日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成18年6月21日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日  
平成18年6月6日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人それいゆ

(2) 代表者の氏名 江口 寧子

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市鍋島一丁目9番2号

(4) 定款に記載された目的

本会は、障害者基本法、社会福祉事業法等の理念に則り、障害者に対し、自立支援活動に関する事業を行うことで、その権利を守り、社会経済活動に参加する能力を身につけさせ、要介護になることを予防し、助け合いながら、いつまでも生き甲斐の生活が送れるよう支援するとともに、療育を必要とする父母が、安心して預けることができ、そこで過ごす子供たちが、心身共に健やかに育成されるよう支援し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成18年8月14日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成18年6月21日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日  
平成18年6月12日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人佐賀市手をつなぐ育成会

(2) 代表者の氏名 本居 ミヨ子

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市田代一丁目6番2号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、知的ハンデキャップ等を持つ人および家族などに対して、社会生活を営む上で必要な福祉の向上に関する事業を行い、よりよい社会の実現に寄与することを目的とする。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年6月21日

佐賀県知事 古川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

伊万里市東山代町長浜字勝田のー1814番38の一部、1814番39の一部、1814番41の一部、1814番43の一部、1814番138の一部、1814番152の一部、1814番158、1814番178、1814番205の一部、1814番292及び1814番293 (5工区)

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
伊万里市東山代町長浜1385-1  
株式会社武藤開発

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。  
平成18年6月21日

佐賀県知事 古川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
神埼郡吉野ヶ里町大曲字松原2626番、2628番から2633番まで、2634番1、2634番2、2635番、2636番1、2644番から2648番まで、2661番、2663番2、2708番3及び2708番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
神埼郡吉野ヶ里町大曲2771番地  
東開発株式会社

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成18年6月13日三田川町土地改良区の定款の変更を認可した。  
平成18年6月21日

佐賀県知事 古川 康

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十一号  
選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十八年六月二十一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾 紀 男

一 日時 平成十八年六月二十二日 午後二時

二 場所 佐賀県庁(正庁)

三 議題

(一) 松浦海区漁業調整委員会委員補欠選挙の結果について

(二) その他

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。  
平成十八年六月二十一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾 紀 男

一 政党

政党の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
国民新党憲友会佐賀県支部	平山 泉	宮崎 敬一	東松浦郡玄海町諸浦三二七一九 宮崎 敬一方

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
本村つるお後援会	森崎 健	本村 順子	三養基郡みやき町大字市武八八六一 二
かむら尚文後援会	嘉村 尚文	田尻 治昭	小城市小城町四三番地
古庄健介政経懇話会	古庄 健介	朝長 武利	武雄市武雄町大字昭和一七二



古庄健介後援会	山内よしあき後援会	小田寛之後援会	前田のりひろ後援会	松尾よしゆき後援会	片江まもる後援会	小池一哉後援会	古賀四郎後援会	富永まさき後援会	はら史郎後援会	とくがわ政海後援会	活気ある佐賀県をつくる会	永沼あきら後援会	浦川友喜後援会	田原和幸後援会	古賀安行後援会	内村夏生後援会	益田清後援会	ひろたき恒明後援会	田代正昭後援会	
中尾 直弘	有森亜矢加	中川 實	岡本 正克	中島 隆浩	片江 泰造	鶴崎 薫	川内 雅博	馬場 宏晃	黒川 俊幸	吉田 博孝	酒井田柿右衛門	中野 正美	浦川 友喜	田原 政司	小淵喜徳郎	永淵 矩雄	大森 斉	山邊 信弘	田代 晃利	
朝長 武利	山内しげ子	小田 寛之	前田 一美	松尾 真澄	片江 初枝	野口 政幸	古賀 公子	馬場 得大	原 恵美子	小柳 雄輔	小島 祥弘	永沼美佐子	浦川 洋子	田原比名代	井手 敏	内村 弘臣	益田 由美	牟田 喜通	金子 隆	
武雄市武雄町大字昭和一七二	三養基郡みやき町大字寄人二〇一三	嬉野市塩田町大字久間乙三六二五―二	武雄市武雄町昭和一九―二	小城市牛津町柿樋瀬七七五―二	神埼郡千代田町大字用作二〇一六一	杵島郡北方町大字芦原一六四〇―三七号	西松浦郡有田町泉山一丁目二八番一七号	小城市小城町栗原一―三二	杵島郡北方町大字志久二三三九―一四	神埼郡脊振村大字服巻六九七番地	佐賀市中の小路四番三〇号高取ビル二〇一	神埼郡千代田町大字姉七九〇―二	西松浦郡有田町泉山二丁目五―二五	神埼郡神埼町大字本堀二一九一―番地	神埼郡千代田町下板一〇九―一番地	神埼郡脊振村大字鹿路一七八―二番地	三養基郡みやき町大字原古賀七〇―一五―五	神埼郡脊振村広滝九一五番地二	西松浦郡有田町中部乙二六二二―二	
山口義文後援会	まちづくり市民の会	佐賀小泉顕雄会	志岐さとる後援会	上田雄一後援会	中村敏則後援会	本山陶美後援会	西原正剛後援会	久保けんじ後援会	江頭久男後援会	伊東和孝後援会	蒲原多三男後援会	筒井さちお後援会	手塚隆美後援会	中島正晴後援会	池田安幸後援会	小山明後援会	原口ひさよ後援会	米倉つよし後援会	實松博記後援会	山北力後援会
山口 正俊	片江 護	光岡 素生	島 和博	北野 訓男	中村 敏則	二宮 達也	八谷 肇	久保 利春	末藤 守龍	井上陽登美	蒲原多三男	志岐 和磨	中島 安夫	中島 洋	多良 茂	神崎 重和	原口 文雄	米倉 堅	内田 春人	永尾 与平
杠 敏弘	内川 千賀	早田 晴久	島田 秀憲	上田 量己	中村 洋子	梶山 京子	八谷 周	坂口 和博	田崎 一征	伊東 幸枝	金ヶ江祥晃	筒井由美子	手塚まさよ	中島 文子	池田 征美	野田 和広	中島 辰義	古賀 守	半田 絹子	山北 雪子
神埼郡神埼町大字尾崎三三五―四番地	神埼郡千代田町大字用作一五四六	唐津市肥前町入野丙四六三―光明寺内	神埼郡神埼町大字鶴二八〇―八	武雄市武雄町大字昭和二二―四	西松浦郡有田町西部甲一六二番地一	西松浦郡有田町中樽二丁目二―二八	神埼郡神埼町尾崎四六九―二	杵島郡山内町大字宮野三八九―一	杵島郡北方町志久八三四―二	神埼郡吉野ヶ里町石動二七七―四	西松浦郡有田町黒牟田丙二九四―九番地四	神埼郡吉野ヶ里町三津一四七―六番地一	神埼郡吉野ヶ里町大曲三七七―九	神埼郡吉野ヶ里町大曲一五〇―四番地一	神埼郡吉野ヶ里町大曲三六五六―番地一	三養基郡基山町大字小倉一六七―三番地四	神埼郡千代田町大字直鳥七〇―三番地一	神埼郡吉野ヶ里町石動二三〇―四	神埼郡神埼町大字志波屋一七九〇―一	武雄市山内町大字鳥海一九一〇―二番地

伊香賀俊介後援会	伊香賀俊介	江原美恵子	神埼郡神埼町姉川二二一五番地
中西ひろじ後援会	中西 裕司	谷川 清太	鹿島市古枝甲一〇六番地
鹿島市活性化懇話会	峰松 節治	谷川 清太	鹿島市大字納富分二八六〇一三
福田喜一後援会	山口 恒雄	久保田正己	伊万里市東山代町滝川内二四四番地
角田はるよし後援会	井田 吉郎	田中 久男	神埼市千代田町下西六一二番地七

◎佐賀県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成十八年六月二十一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 政党

政党の名称	異動事項	新	旧
自由民主党佐賀県支部連合会	代表者	陣内 孝雄	本山 光二
自由民主党神埼町支部	主たる事務所の所在地	神埼郡神埼町大字鶴ヶ里一〇九一一	神埼郡神埼町大字枝樋口 巽
代表者	志岐 悟		
自由民主党玄海町支部	会計責任者	古舘 義純	上田 利治
代表者	内田 照彦		
自由民主党佐賀県薬剤師支部	会計責任者	黒川 英雄	

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
西山勝後援会	主たる事務所の所在地	小城市牛津町上砥川一本松七二一二	小城市牛津町上砥川二七三一番地
古庄健介後援会	会計責任者	朝長 武利	山川 琢也
古庄健介政経懇話会	代表者	朝長 武利	山川 琢也
秋吉松司後援会	代表者	平野 正司	秋吉 松司
全国社会保険推進連盟佐賀県支部	主たる事務所の所在地	佐賀市神野東四丁目五―三四	佐賀市本庄町大字末次九〇三一二
全国社会保険推進連盟佐賀県支部	主たる事務所の所在地	佐賀市本庄町大字末次九〇三一二 高柳洋彦方	佐賀市神野東四丁目五―三四
伊東健吾後援会	主たる事務所の所在地	神埼郡三田川町大字豆田一五〇一―二	神埼郡三田川町大字吉田六一―一
内山泰宏後援会	代表者	伊東 健吾	福山 和彦
真木和博後援会	主たる事務所の所在地	大久保孝則	原 竹一
松尾義幸後援会	代表者	山田 清俊	神埼郡三田川町大字立野五八九番地二
上野淑子後援会	主たる事務所の所在地	中島 隆浩	立野五八九番地二
日本薬業政治連盟佐賀県支部	代表者	山田 清俊	中野 幸雄
下村仁司後援会	主たる事務所の所在地	原田 広昭	三宅 秀夫
松尾文則後援会	代表者	馬場 弘光	三宅 秀夫
東内健吾後援会	代表者	横曽根 法道	池田 浩



岩崎けんすけ後援会	政治団体の名	岩崎けんすけ後援会	岩崎賢助後援会
末藤正幸後援会	代表者	宮崎 猛司	梶原 政美
ますだ清後援会	政治団体の名	ますだ清後援会	益田清後援会
すえとう正幸後援会	政治団体の名	すえとう正幸後援会	末藤正幸後援会
佐賀県社会福祉政治連盟	会計責任者	溝上 進治	石井 忠彦
岸本英雄後援会	会計責任者	松本 正弘	和田倉 忠
佐賀県社会保険労務士政治連盟	代表者	林 五郎	金子 茂豊
山崎鉄好後援会	代表者	池田 正人	西村 輝治
国松敏昭後援会	会計責任者	樋渡 信之	古川 和夫
寺町としゆき後援会	政治団体の名	寺町としゆき後援会	寺町俊幸後援会
まちづくり市民の会	主たる事務所の所在地	神埼郡千代田町大字下西二二一	神埼郡千代田町大字用一五四六
松尾初秋後援会青友会	代表者	本庄 邦子	内川 千賀
本山すえみ後援会	政治団体の名	松尾 初秋	一ノ瀬 浩喜
光安一磨後援会	代表者	光安 一磨	中川原幸利
田中ひでかず後援会	主たる事務所の所在地	唐津市原三三七一六	唐津市原三三七一一
福岡たかまろ後援会	会計責任者	栄岩 伸穂	友廣 一雄
ひわたし啓祐後援会	代表者	松尾 敏武	吉川 里巳
	会計責任者	森 謙治	高木佐一郎
岩永正太後援会	主たる事務所の所在地	西松浦郡有田町戸杓丙七二七一	西松浦郡西有田町山谷乙一〇二二
今泉藤一郎後援会(藤泉会)	主たる事務所の所在地	西松浦郡有田町広瀬山甲一八九〇一一	西松浦郡西有田町大木甲一八九〇一一
松尾文則後援会	主たる事務所の所在地	西松浦郡有田町上内野丙三〇五四	西松浦郡西有田町曲川丙三〇五四
空閑尊一後援会	主たる事務所の所在地	西松浦郡有田町下本乙二七七五	西松浦郡西有田町曲川乙二七七五
大渡幸雄後援会	会計責任者	南 正清	浦川 香
古賀キヨミ後援会	主たる事務所の所在地	武雄市山内町大字三間坂甲一三二九一番地一	杵島郡山内町大字三間坂甲一三二九一番地一九
小柳えみこ後援会	代表者	朝日 弘	今福 俊磨
中西ひろじ後援会	代表者	中西 裕司	小柳 一信
中西ひろじ後援会	代表者	中西 裕司	宮崎 忠吾
中西ひろじ後援会	代表者	中西 裕司	宮崎 忠吾
中西ひろじ後援会	代表者	中西 裕司	宮崎 忠吾
佐賀市民間保育推進連盟	主たる事務所の所在地	佐賀市兵庫町大字藤木一〇〇六一	佐賀市高木瀬町大字長瀬六五五
岩永ひでき後援会	会計責任者	岩永 勝廣	福島 徳正
林公仁後援会	主たる事務所の所在地	西松浦郡有田町大木宿乙八二一一	西松浦郡西有田町大木乙八二一一
ふじた治喜後援会	政治団体の名	ふじた治喜後援会	藤田治喜後援会
佐賀県峰達郎薬剤師後援会	会計責任者	内田 照彦	黒川 英雄

佐賀県植崎近葉剤師後援会	佐賀県藤井基之薬劑師後援会	佐賀県薬剤師連盟	佐賀県電気工事業政連盟	くわはら允彦後援会	牟田秀敏後援会	しばた元子後援会	大塚正直後援会	永淵利己政策研究会	副島敏之後援会	廣勝美後援会	今村雅弘後援会	のなか久三後援会	福井章司後援会	田中きく子後援会	谷口よしたか後援会	岩永たかのり後援会	黒田利人後援会
会計責任者	会計責任者	会計責任者	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	代表者	代表者	会計責任者	代表者	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地	会計責任者
内田 照彦	内田 照彦	内田 照彦	陣内 俊夫	古賀 正信	松浦 正欣	天本 彰廣	柴田 元子	井手 甲詔	永淵 清俊	大川内 政幸	西松浦郡有田町広瀬甲五九〇番地	鹿島市大字納富分三一一一七	佐賀市木原二丁目二五―三二二	佐賀市水ヶ江六丁目三一五	佐賀市新栄東四丁目五―二六	田中 誠之	岡村 進
黒川 英雄	黒川 英雄	黒川 英雄	古賀 成敏	陣内 俊夫	西 博義	小柳 典生	宮本 實	三島 五郎	永淵 素直	石橋 賢一	西松浦郡西有田町大木甲五九〇番地	杵島郡大町町大字大町九六一―五	佐賀市南佐賀一―一〇―一五	佐賀市水ヶ江二丁目一〇―一七	佐賀市鍋島町大字八戸一―四五一―一	小笠原 幸雄	佐藤 勝

下村仁司後援会	主たる事務所の所在地	小城市芦刈町三王崎一七六一―一	小城市芦刈町三王崎一七九四―一
栄友会	主たる事務所の所在地	佐賀市木原二丁目二五―三二二	佐賀市南佐賀一―一〇―一五

◎佐賀県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成十八年六月二十一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 政党

政党の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党三田川町支部	城島 敏行	平成一八年三月三日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
本山つるお後援会	森崎 健	平成一七年一二月三十一日
古庄健介後援会	北川 安洋	平成一七年一二月三十一日
古庄健介政経懇話会	古庄 健介	平成一七年一二月三十一日
桜木豊後援会	本村 正人	平成一七年一二月三十一日
視政会	田淵 澄男	平成一七年一二月三十一日
吉田幸彦後援会	池田 了	平成一七年一二月三十一日
南里しげる政策研究会	南里 繁	平成一七年一二月三十一日
松尾義幸後援会	中島 隆浩	平成五年六月十九日
古賀安行後援会	古賀 貞美	平成一七年一二月一日
永沼彰後援会	中野 正美	平成一七年八月三十一日

浦川友喜後援会	浦川 洋子	平成一八年一月二五日
広田国重後援会	松永 博昭	平成一七年二月三二日
松永常子と生き活き輝く大和の会	金子 瓊子	平成一八年一月三一日
平尾吉之後援会	重 伝平	平成一七年二月三二日
辻まさとし後援会	副島 一豊	平成一七年二月三二日
宮地のぼる後援会	宮地 登	平成一八年二月一〇日
笠原稔後援会	笠原 稔	平成一七年二月三二日
光野譲介後援会	松原 力	平成一八年一月三一日
世戸信義後援会	世戸 信義	平成一八年二月一日
井本勇武雄市後援会	古庄 健介	平成一八年二月一五日
山中ゆきみつ後援会	宮崎 菊治	平成一七年二月三二日
山北つとむ後援会	山北 正	平成一八年二月二八日
吉田治美後援会	吉田 治美	平成一七年二月三二日
山北正高後援会	山口 勝次	平成一八年一月三一日
三田川町陣内孝雄後援会	江頭 正則	平成一八年三月三日
理想選挙を推める会	羽根真由美	平成一七年二月三二日
小林稔後援会	小林 稔	平成一八年三月九日
森春雄後援会	松尾 力松	平成一八年三月一〇日
小原けんじ佐賀・嬉野後援会	谷口太一郎	平成一八年三月一二日
佐賀県水落敏栄後援会	前田 直太	平成一八年二月二八日
古賀末博後援会	小野 三芳	平成一八年三月一〇日
林富佳後援会	松永 幸雄	平成一八年三月一日
藤田輝雄後援会	井手 久	平成一八年三月一〇日
中西ひろじ後援会	中西 裕司	昭和六二年二月三二日
中西ひろじ後援会	中西 裕司	平成三年二月三二日
相原一郎後援会	中尾 嵩任	平成一七年二月三二日
川原求後援会	川原 求	平成一八年三月二二日
古賀としあき後援会	城島 文雄	平成一八年三月一日
古賀としあき政策研究会	古賀 敏旦	平成一八年三月一日

北原慎也後援会	前山 嶋	平成一八年三月一五日
田中溢也後援会	中島 儀夫	平成一七年二月三二日
ひらつかまこと後援会	柳原 克敏	平成一八年三月二二日
北島えつこ後援会	末次正二郎	平成一八年三月一日
フレッシュユ小城の会	北島 悦子	平成一八年三月一日
松尾久後援会	竹村 一男	平成一八年二月二八日
しばた元子後援会	柴田 元子	平成一七年二月三二日
岸本照子後援会	岩本 松子	平成一七年二月三二日
久保文雄後援会	久保 東雄	平成一七年二月三二日
原口敏弘後援会	鷺崎 弘	平成一七年二月三二日
岡本和泰後援会	田中 善徳	平成一七年二月三二日
光岡国彦後援会	矢渡 忠治	平成一七年二月三二日
篠原啓一郎後援会	篠原啓一郎	平成一八年三月二九日
にしだよしお後援会	西田 伊八	平成一七年二月三二日
福田喜一後援会	山口 恒雄	平成一七年四月一日
岡本研一後援会	岡本 研一	平成一七年三月三二日
園田かおる後援会	池野 保	平成一七年二月三二日

◎佐賀県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成十八年六月二十一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
嘉村 尚文	小城市議会議員	かむら尚文後援会	小城市小城町四三番地	嘉村 尚文
古庄 健介	武雄市長	古庄健介政経懇話会	武雄市武雄町大字昭和一七二	古庄 健介
坂口 祐樹	佐賀県議会議員	坂口ゆうき後援会	藤津郡太良町大浦丙九七六一二二	坂口 祐樹
中村 敏則	有田町議会議員	中村敏則後援会	西松浦郡有田町西部甲一六二番地一	中村 敏則
蒲原多三男	有田町議会議員	蒲原多三男後援会	西松浦郡有田町黒牟田丙二九四九番地四	蒲原多三男

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成十八年六月二十一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
森口てるよし後援会	公職の種類	白石町議会議員	福富町議会議員
田中満子後援会	公職の種類	みやき町議会議員	北茂安町議会議員
岩永正太後援会	主たる事務所の所在地	西松浦郡有田町戸杓丙七二七一	西松浦郡西有田町山谷乙一〇二二
今泉藤一郎後援会（藤泉会）	公職の種類	有田町長	西有田町長
	主たる事務所の所在地	西松浦郡有田町広瀬山甲一八九〇一	西松浦郡西有田町大木甲一八九〇一

今井まなぶ後援会	公職の種類	有田町議会議員	西有田町議会議員
福井章司後援会	主たる事務所の所在地	みやき町議会議員	三根町長
	公職の種類	佐賀市水ヶ江六丁目三一五	佐賀市水ヶ江二丁目一〇一七
岩永たかのり後援会	主たる事務所の所在地	佐賀市議会議員	佐賀県議会議員
	公職の種類	西松浦郡有田町楠木原乙一一四七番地	西松浦郡西有田町曲川乙一一四七番地

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成十八年六月二十一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

資金管理団体の指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
古庄 健介	武雄市長	経懇話会	武雄市武雄町大字昭和一七二	古庄 健介	平成一七年二月三十一日
南里 繁	佐賀市議会議員	南里しげる政策研究会	佐賀市嘉瀬町十五一三八〇一	南里 繁	平成一七年二月三十一日
笠原 稔	有田町議会議員	笠原稔後援会	西松浦郡有田町中部丙一四二一一	笠原 稔	平成一七年二月三十一日
宮地 登	大和町議会議員	宮地のぼる後援会	佐賀市大和町久池井一五三八一七	宮地 登	平成一八年二月一〇日
世戸 信義	唐津市議会議員	世戸信義後援会	唐津市厳木町厳木一〇九六番地	世戸 信義	平成一八年二月一日

吉田 治美	小城市議 會議員	吉田治美後 援会	小城市三日月町長 神田六五三	吉田 治美	平成一七年 一二月三二日
小林 稔	諸富町議 會議員	小林稔後援 会	佐賀市諸富町大字 徳富四六九番地	小林 稔	平成一八年 三月九日
川原 求	西有田町 議會議員	川原求後援 会	西松浦郡西有田町 山谷甲一五二九一	川原 求	平成一八年 三月二二日
古賀 敏旦	小城市議 會議員	古賀としあ き政策研究 会	小城市三日月町長 神田二三一一番地	古賀 敏旦	平成一八年 三月一日
北島 悦子	小城市長	フレッシュ 小城の会	小城市三日月町長 神田一九八七	北島 悦子	平成一八年 三月一日
篠原啓一郎	有田町長	篠原啓一郎 後援会	西松浦郡有田町戸 杓丙四七九一五	篠原啓一郎	平成一八年 三月二九日

○ 人事委員会事項

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月二十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

◎佐賀県人事委員会規則第二十三号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の武雄市の本庁の市長部局（会計課を含む。）の項中「課長 総務課長

補佐（秘書、人事担当に限る。）を「課長」に改め、同表の武雄市の出先機関の項中

福祉事務所	所長
杵島向陽園	園長
市民病院	病院長 事務長 総看護婦長
支所	支所長 課長
福祉事務所長	所長
市民病院	病院長 副院長 事務長 事務次長 総看護師長
教育部分室	分室長

に改め、同表の嬉野市

の項の次に次のように加える。

出先機関	神埼市 本庁	議会議務局	事務局長
		市長部局（会計課を含む。）	部長 課長 秘書係長 総務係長
		教育委員会事務局	教育長 教育部長 課長
		選挙管理委員会事務局	事務局長
		監査事務局	事務局長
		農業委員会事務局	事務局長
		総合支所	総合支所長 課長
		福祉事務所	所長
		国民健康保険診療所	所長
		教育課（分室）	課長
	小学校	校長 教頭	
	中学校	校長 教頭	

別表の神埼町の項、千代田町の項及び脊振村の項を削り、同表の有田町の本庁の町長部局（会計課を含む。）の項中「総務課長補佐」を「総務課副課長」

に改め、同表の有田町の本庁の項中

教育委員会 事務局	教育長 課長
--------------	-----------

を

教育委員会 事務局	教育長 課長
農業委員会 事務局	事務局長

に改め、同表の有田町の出先機関の項中

小学校	校長 教頭
-----	----------

を

共立病院	病院長 務長 副院長 総看護師長 事
小学校	校長 教頭

に改め、同表の西有田町の項、山内町の

項及び北方町の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 公安委員会事項

以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施します。

平成18年6月21日

佐賀県公安委員会

委員長 檜 垣 南 治 子

1 追加取得講習に係る警備業務の区分及び期日

- (1) 追加取得講習に係る警備業務の区分  
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

(2) 期日

平成18年8月2日(水曜日) から平成18年8月4日(金曜日) まで(各日とも午前8時から午後5時30分まで)

2 実施場所

株式会社かわでん九州工場研修施設(佐賀市大和町大字川上4583番地1)

3 受講対象者

追加取得講習は、受講申込日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者(旧資格者証を有する者を除く。)で、かつ、次のいずれかに該当するものを対象として行います。

- (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。))の交付を受けている者(警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。))を有する者を除く。)に対する講習。



<p>(昭和61年国家公安委員会規則第5号)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者及び同項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの</p> <p>4 受講定員 10人(予定。先着順とする。)</p> <p>5 受講申込期間、申込先等</p> <p>(1) 申込期間 平成18年7月5日(水曜日)及び平成18年7月6日(木曜日)の午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 申込先 住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課(住所地及び営業所の所在地がいずれも佐賀県外である者は、県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課) なお、郵送による申込みは受け付けません。</p> <p>(3) 提出書類 ア 受講申込書 イ 前記3の受講対象者に該当することを証明する次に掲げる書面 ロ 前記3の(1)に該当する者は、最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者等が作成する書面及び履歴書 ハ 前記3の(2)に該当する者は、1級検定の合格証明書の写し ニ 前記3の(3)に該当する者は、2級検定の合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業者等が作成する書面 ホ 前記3の(4)に該当する者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、そ</p>	<p>れぞれ当該各号に定める書面</p> <p>a 旧1級検定に合格した者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>b 旧2級検定に合格した者は、旧2級検定の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業者等が作成する書面</p> <p>ウ 資格者証等の写し</p> <p>6 講習手数料等</p> <p>(1) 講習手数料は、23,000円です。</p> <p>(2) 手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかった場合でも返還はできません。</p> <p>7 講習の委託 この講習は、社団法人佐賀県警備業協会(佐賀市松原一丁目1番1号)に委託して行います。</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 持参する物 講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。</p> <p>(2) 問い合わせ先 その他講習の詳細については、佐賀県警察本部生活安全企画課(電話代表0952-24-1111 内線3033・3034)又は社団法人佐賀県警備業協会(電話代表0952-22-0954)に問い合わせてください。</p> <p>警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号)附則第2条の警備員指導教育責任者講習(以下「特例講習」という。)を次のとおり実施します。</p> <p>平成18年6月21日</p> <p>佐賀県公安委員会</p>
---	--

委員長 檜 垣 南 治 子	
<p>1 特例講習に係る警備業務の区分及び期日</p> <p>(1) 特例講習に係る警備業務の区分 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第2条第1項第1号に規定する警備業務</p> <p>(2) 期日 平成18年8月2日(水曜日)から平成18年8月4日(金曜日)まで(各日とも午前8時から午後5時30分まで)</p> <p>2 実施場所 株式会社かわでん九州工場研修施設(佐賀市大和町大字川上4583番地1)</p> <p>3 受講対象者 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号。以下「改正法」という。)による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を有する者であつて、現に本特例講習に係る警備業務の区分の警備員指導教育責任者として佐賀県内の営業所において選任されているもの</p> <p>4 受講定員 25人(予定。先着順とする。)</p> <p>5 受講申込期間、申込先等</p> <p>(1) 申込期間 平成18年7月7日(金曜日)から平成18年7月12日(水曜日)までの午前8時30分から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)</p> <p>(2) 申込先 住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課</p> <p>なお、郵送による申込みは受け付けません。</p> <p>(3) 提出書類</p>	<p>ア 受講申込書</p> <p>イ 旧資格者証の写し</p> <p>ウ 警備員指導教育責任者として選任されているものであることを疎明する書面(改正法附則第4条に規定する届出書の写しがある場合はその写し)</p> <p>6 講習手数料等</p> <p>(1) 講習手数料は、23,000円です。</p> <p>(2) 手数料は、受講申込書提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。なお、いったん納付された手数料は、受講を取り消した場合又は受講しなかった場合でも返還はできません。</p> <p>7 講習の委託 この講習は、社団法人佐賀県警備業協会(佐賀市松原一丁目1番1号)に委託して行います。</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 持参する物 講習を受ける際は、筆記具、ノート類及び印鑑を持参してください。</p> <p>(2) 問い合わせ先 その他講習の詳細については、佐賀県警察本部生活安全企画課(電話代表0952-24-1111 内線3033・3034)又は社団法人佐賀県警備業協会(電話代表0952-22-0954)に問い合わせてください。</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号)第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者について、次のとおり検定を実施します。</p> <p>平成18年6月21日</p> <p style="text-align: right;">佐賀県公安委員会 委員長 檜 垣 南 治 子</p> <p>1 検定の種別及び級の区分</p>

<p>交通誘導警備業務1級</p> <p>2 検定試験の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成18年9月20日(水曜日) 8時30分から16時30分まで</p> <p>(2) 場所 ユースピアさが(佐賀市大和町大字久池井3227番地)</p> <p>3 検定試験の内容</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>ア 警備業務に関する基本的な事項に関すること。</p> <p>イ 法令に関すること。</p> <p>ウ 車両等の誘導に関すること。</p> <p>エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。</p> <p>オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験</p> <p>ア 車両等の誘導に関すること。</p> <p>イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。</p> <p>ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>4 受検資格</p> <p>交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるものと同等以上の知識及び能力を有すると佐賀県公安委員会が認めるものであり、かつ、佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県外に住所を有する警備員で、佐賀県内の営業所に属しているもの</p> <p>5 受検定員 30人(予定。先着順とする。)</p>	<p>6 検定申請の手続</p> <p>(1) 検定申請書の受付期間 平成18年7月10日(月曜日)から平成18年7月21日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)</p> <p>(2) 検定申請書の提出先 住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課</p> <p>なお、郵送による検定申請は、受け付けません。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 検定申請書</p> <p>イ 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が佐賀県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面</p> <p>ウ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)</p> <p>エ 佐賀県公安委員会が交付した1級検定受検資格認定書</p> <p>(4) 受検票の持参 検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定の当日に持参してください。</p> <p>7 検定の手数料等</p> <p>(1) 検定の手数料は、14,000円です。</p> <p>(2) 手数料は、検定申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納入してください。</p> <p>(3) 手数料は、検定申請書受付後は、申請を取り消した場合又は検定試験を受けなかった場合でも返還しません。</p> <p>8 その他</p>
--	---

(1) 今回の公示にかかる検定を受検しようとする者にあつては、1級検定受  
 検資格認定書が必要となるので、平成18年7月7日(金曜日)までに、検  
 定申請書の提出を予定している警察署を経由して1級検定受検資格認定の  
 申請を行ってください。

(2) 検定に際しては、筆記用具、印鑑及び実技試験時に使用する上履きを持  
 参してください。

9 問い合わせ先

検定の詳細については、最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画  
 課(電話 代表0952-24-1111 内線3033又は3034)にお問い合わせください。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
 申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年六月二十一日印刷及び発行  
 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
 印刷所 株式会社古川総合印刷